平成２３年（フ）第３０４号
相模原市南区新磯野３丁目36番５号　ヴィラシマモト201
債務者　寶明　孝之
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３１０号
相模原市南区下溝2607番地　リバーサイド205号室
債務者　小松　美佐
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３１１号
相模原市南区相模大野４丁目２番５―1110号
債務者　竹内　悦子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３１２号
相模原市中央区田名2222番地10
債務者　佐野　和義
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３１３号
相模原市中央区共和１丁目３番１号　プレジオ藤井101
債務者　畠山　靖幸
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第７２２号
京都府木津川市山城町平尾東古川16番地３
債務者　栗田　　薫
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７４３号
京都市伏見区東浜南町683番地１　中書島ハッコウハイツ207号
債務者　松岡　昭光
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８９０号
京都府八幡市下奈良今里13番地の11　ツー・ツリー101
債務者　大山　加恵（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９０４号
京都府宇治市木幡中村19番地の13
債務者　藤原こと　李　　豊成
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９１８号
京都市山科区勧修寺東出町50番地
債務者　牧野　千春
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９２１号
京都府宇治市木幡御蔵山39番地の807
債務者　和田めぐみ
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９６６号
京都市北区衣笠北荒見町９番地１　イーグルコート北大路アネックス713号
債務者　村上真由美
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９７２号
京都府宇治市大久保町旦椋76番地の１　府営西大久保団地９棟105号
債務者　笠井二三子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４２号
京都府南丹市八木町八木東所14番地２
債務者　八木　良明
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
京都府亀岡市追分町薮ノ下７番地
債務者　竹内　将章
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第４２号
山形県鶴岡市大山字砂押174番地４
債務者　阿部　成子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第１６１号
新潟市西区浦山３丁目５番11号　青山ハウス201号
債務者　杉崎　睦美
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで新潟地方裁判所民事部